



冬の暮らしと道路除雪

私たち北国に生活する者にとって、雪との戦いは避けられません。

冬の暮らしに直接影響する車道や歩道の除雪は、市全体で一晩約五千kmもの距離に及び、各地区の除雪センターが雪の降り具合（新雪で10cm以上の降雪）や道路の状況に応じて出動を判断しています。

また、排雪は幹線道路と通学路などについて実施し、生活道路（幅10m未満の宅地に接する道路）については町内会などと市が費用を出し合い排雪する、パートナーシップ制度により実施しています（申し込みは一月十日で終了）。

除雪センターでは、通勤・通学までに作業を終えるため、深夜から早朝まで雪を両脇によける「かき分け除雪」により道路の通行を確保しています。

中央区では、中部・西部・南部の四カ所に区域を分けて、各地区の除雪センターが作業を担当しています。

実際に作業を担当している三浦憲悟中部地区除雪センター長にお話しを伺いました。



▲三浦憲悟中部地区除雪センター長

私たち除雪センターでは除雪のお問い合わせについて、二十四時間体制で電話を受け付けています（三月二十日まで）。

オペレーターが皆さんからの電話を受け付けた後、実際に作業を行う従事者への的確な作業の指示・伝達を常に心掛けています。

電話を頂いてから作業を行うまで、現地確認などのため、に時間がかかることがあります。可能な限りご要望にこたえられるよう対応しています。

除雪によりかき分けた雪の置き場などを変更すると、「今までと同じようにやってほしい。」などのご要望を頂きますが、作業効率を優先するため従来の除雪方法を変

更する場合がありますので、ご了承ください。

実際に除雪作業を行っているとき、十五車線中に一、二車線くらい割合で、違法駐車のために除雪機器が道路に入らず、作業ができないことがあります。

路上の違法駐車は、作業を中断する原因ですので絶対にやめてください。

また、ご自宅の庭や駐車場の雪を道路に排雪している方も時折見受けられますが、全体の作業を遅らせる原因となっています。

除雪作業を円滑に進めるために、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



▲違法駐車は除雪作業の妨げになります

みなさんのご協力をお願いします

■玄関前の除雪はご家庭で

除雪後の玄関前や車庫前の雪処理は、各家庭でお願いします。

■違法駐車をやめましょう

作業の支障になったり、車に傷をつけてしまったりする可能性があるため、除雪できないことがあります。

■道路へ雪を出さない

除雪した後に道路に雪を出すと、道が狭くでこぼこになり、交通事故や渋滞の原因になってしまいます。

■ごみ出しはルールを守って

除雪が終わる前にごみを出すと、ごみの混じった雪が排雪されて河川を汚す原因になります。

除雪のお問い合わせは

お住まいの地域の除雪センター（担当区域は12月号とじ込みの保存版「冬も楽しく快適な暮らし方」をご参照ください。）か、土木センター維持管理課 ☎614-5800（午後5時15分以降は各除雪センター）にお問い合わせください。

■中部地区除雪センター ☎281-0682

北1西9リンケージプラザ地下1階

■北部地区除雪センター ☎643-0359

宮ヶ丘3-1（円山球場選手控え室）

■西部地区除雪センター ☎644-9014

宮ヶ丘3-1（円山球場会議室A）

■南部地区除雪センター ☎513-4928

南22西15（第3山鼻祭典区会館）

※国道の除雪については札幌道路事務所維持課 ☎811-2261にお問い合わせください。